

〔指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護〕  
介護付き有料老人ホーム ほほえみの街いわき 運営規程

第1条 株式会社 福祉ケアサービスが開設する介護付き有料老人ホームほほえみの街いわき（以下「事業所」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 事業所の管理者、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業の実施をするものとする。

（事業所の名称）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護付き有料老人ホーム ほほえみの街いわき
- （2）所在地 福島県いわき市平字旧城跡 36 番地 10

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 常勤（介護職員兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定さ

れる事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 介護支援専門員 1 名 常勤（介護職員兼務）

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(3) 生活相談員 1 名 常勤

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な援助を行う。

(4) 看護職員 1 名以上 常勤換算による（機能訓練指導員兼務 2 名）

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(5) 介護職員 9 名以上 常勤換算による

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上 非常勤（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（利用定員及び居室数）

第 6 条 事業所の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 利用定員 40 名

(2) 居室数 27 室

（指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第 7 条 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴：最低 1 週間に 2 回以上の入浴又は清拭を行う。

(2) 排泄：利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

(3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(4) 機能訓練：利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける

(5) 健康管理：利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を講じる

(6) 相談、援助：常に心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

（利用料等）

第 8 条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合

証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）によるものとする。

- 3 家賃 個室① 45,000 円・個室② 50,000 円（月額）  
管理費 一人入居 A タイプ 33,000 円（月額）  
二人入居 A タイプ 50,000 円（一人目 33,000 円・二人目 17,000 円）  
食費 49,200 円（月額）  
水道光熱費 実費（但し、水道代は管理費に含まれる。）
- 4 その他日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 5 前 3 項および 4 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供の開始に際し、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

#### （衛生管理等）

第 9 条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所〕において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。
  - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第10条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るものとする。

4 事業所は、利用者における新興感染症の発生時等に感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第11条 入居にあたっては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者又は利用者が入院治療を要すること等、入居申込者又は利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。

3 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 但し、利用者側に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることがある。

（非常災害対策）

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。
- 2 非常災害の発生の際に、その事業が継続できるよう、訓練の実施に当たっては、他の社会福祉施設や地域住民との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

（苦情処理）

- 第14条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、介護保険法第23条規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（身体拘束に関する事項）

- 第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果を従業者に周知
- (2) 虐待防止の指針を整備
- (3) 従業者に対し、定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制についても整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する記録

を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社福祉ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年 10月 1日から施行する。